

教育機関における注意事項

- 例年、多数の意欲ある学生をご推薦いただいておりますが、過去に受入れた学生の中には、単位取得のみが目的で実習に消極的な学生や社会人としてのルールが守れない学生が見受けられました。各教育機関において、受入協議書等を作成していただく際には、真に実習に取り組む意欲のある学生をご推薦いただきますようお願いします。
- 実習への参加を希望する学生が条件や要領等を満たしているかご確認の上、申込みしてください。
- 受入協議の申請者は、教育機関の代表者としてください。
- 教育機関が複数の学部等にまたがる場合でも、インターンシップ（就職）担当窓口等に窓口を1本化してご提出ください。
- 実習生としての受入れを決定した学生は、傷害保険及び賠償責任保険への加入が必須です。受入決定通知後に、教育機関及び各学生から誓約書と、学生が傷害保険及び賠償責任保険に加入していることを証明する書面（加入者証等）の写しを提出していただきます。この手続きについては受入決定後に通知しますが、提出期限が短くなりますので、事前に各学生にご案内いただきますようお願いします。また、各教育機関においては、学生が加入する保険が、堺市における実習での事故等が対象となっているか確認してください。
- 実習生が、堺市の市政概要や就業体験を行う職場の業務内容等について事前に学習し、実習に課題意識を持って積極的な姿勢で臨むとともに、堺市インターンシップ等実習実施要領の規定を遵守するよう指導してください。
- 受入決定後に辞退者が発生すると、他の応募者や受入所属等に変な迷惑がかかります。受入決定後の辞退は認めておりませんので、全実習日程に必ず出席できる学生のみご推薦ください。